

支払保証事業のあり方に関する検討会報告

平成26年1月16日

1. はじめに

- 支払保証事業運営委員会「『支払保証事業のあり方に関する検討会（仮称）』の設置と平成25年度における支払保証事業の運営等について」答申（平成25年7月10日）において、連合会に「支払保証事業のあり方に関する検討会」を早急に設置し、今後の支払保証事業の取扱い等について検討することが提言された。本答申を受け、①平成26年度以降の支払保証事業の取扱い、②移行支援事業の実施の是非を含む取扱い、について検討するため、平成25年8月2日に本検討会が設置され、以来5回にわたり審議を行ってきた。
- 審議に当たっては、①支払保証事業の継続の可否、②移行支援事業の実施の是非、支払保証事業を終了する場合は、③支払保証事業の積立金の分配対象及び分配方法、④保証給付の終了時期及び保証給付終了後の積立金の分配時期、という4つの大きな論点に沿って、議論を進めてきた。
- 今般、これまでの検討結果を、以下のとおり取りまとめた。

2. 現行制度の仕組みと課題

- 厚生年金基金制度に対する信頼性を高めるためには、母体企業の倒産などの場合に企業年金の積立不足を補填し年金受給権を確保する支払保証制度が不可欠の仕組みとの認識から、昭和63年の厚生年金保険法の改正により支払保証事業を連合会の事業として行うことが可能とされた。この法律改正を踏まえ、連合会は厚生大臣の認可を受けて平成元年度から支払保証事業を実施している。
- 平成25年6月19日に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、今後、多くの厚生年金基金が解散・代行返上に向かうことが想定されることとなった。支払保証事業は、厚生年金保険法第159条第4項第1号において規定され、連合会の会員である厚生年金基金の拠出金により解散厚生年金基金の受給者等に対して老齢年金給付の保証を行う共済事業であり、今後、現行制度に基づいて保証給付を行った場合、平成24年度末の責任準備金（約274億円）と基本金

(約96億円)をはるかに超える保証給付費が見込まれることから、現行制度のまま事業を継続することは困難な状況となっている。

- また、現行制度では、①特例解散等の残余財産のない厚生年金基金は保証給付の対象とはならないこと、②保証要件が厳しく保証給付が受けづらいこと、から制度の見直しを求める意見が寄せられていた。
- こうした情勢を踏まえ、保証給付の取扱いについて、平成26年3月までに保証給付請求（以下「本請求」という。）があった場合、連合会理事長は、これまでどおり支払保証事業運営委員会への諮問を行い、委員会の意見を踏まえて保証給付を決定するが、平成26年度以降は、「平成26年4月1日以降の支払保証事業の取扱いについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」ことが連合会規約附則第19条に定められた。
- また、予備審査の取扱いについて、厚生年金基金が解散の内諾から本請求を行うまでに相当の期間（平均1年半～3年程度）を要するため、その間に支払保証事業の保証給付が終了し、積立金が分配された場合、予備審査の結果を担保することが困難であるとの理由から、検討会の結果に基づいて所要の措置が講じられるまでの間、予備審査は実施しないことが支払保証事業運営規程附則第3条に定められた。

3. 支払保証事業の継続の可否

- (1) 支払保証事業を継続する場合は、積立金を大きく上回る保証給付費が見込まれ、保証給付を行うことができないこと、
 - ① 現行の保証要件に基づき保証給付を行った場合、積立金を大きく上回る保証給付費（極めて粗い推計：約13百億円）が見込まれること、
 - ② 現行の保証要件を外し、一定の基準（代行資産の1.5倍又は最低積立基準額の確保）を満たさない状態で解散した厚生年金基金に保証給付を行った場合、積立金を更に大きく上回る保証給付費（極めて粗い推計：約40百億円）が見込まれること、
- (2) 多くの厚生年金基金が解散・代行返上に向かうことが想定される中、存続している少数の厚生年金基金から保証リスクに見合った拠出金を徴収することは困難であること、
を踏まえれば、支払保証事業を継続することは困難であるため、支払保証事業を終了すべきとの意見で一致した。

4. 移行支援事業の実施の是非を含む取扱い

- 改正法附則第40条第4項第1号口の規定により、連合会では支払保証事業に加え、新たに厚生年金基金が、①代行返上により確定給付企業年金に移行する場合、②資産を移換し確定拠出年金に移行する場合、事務経費の補助を行う移行支援事業を行うことができることとなった。
- 現行の支払保証事業の積立金は、保証給付を行うことを目的に厚生年金基金から納付された拠出金により形成されたものであるため、本来の目的と異なる移行支援事業に積立金を活用することは目的外流用であること、解散する厚生年金基金が支援の対象とはならないため、公平性の観点から問題があること、といった理由により実施しないとの意見で一致した。

5. 支払保証事業の積立金の分配対象及び分配方法

- 法令、連合会規約及び支払保証事業運営規程には、支払保証事業終了時の残余財産の分配に関する規定がなく、支払保証事業は保証要件に該当しないまま事業から脱退する場合に過去の拠出金を払い戻す性格のものではないことから、厚生年金基金並びに過去に拠出金を負担していた確定給付企業年金及び確定拠出年金は、支払保証事業の積立金に対する持分を有していない。
- 平成24年度末で、保証給付等を行うために積み立てられた積立金の額は、約370億円となっている。

(1) 積立金の分配対象

- 支払保証事業は、厚生年金基金を対象とした共済事業であるため、厚生年金基金の間で積立金を分配すべきとの意見も複数あったが、現在の積立金の額には、確定給付企業年金が代行返上する前に厚生年金基金であった時に負担した拠出金も含まれていることから、確定給付企業年金も積立金の分配対象に加えるべきとの意見が多数であった。
- また、確定給付企業年金を分配対象に加える場合、支払保証事業は会員組織である連合会が実施する事業であることから、積立金の分配対象は連合会会員に限定すべきとの意見が多数であったが、法令、連合会規約及び支払保証事業運営規程には、支払保証事業終了時の残余財産の分配に関する規定がないことを踏まえ、過去に厚生年金基金として拠出金を負担し、当該厚生年金基金の権利義務を承継している連合会非会員の確定給付企業年金についても分配対象に加えるべきと

のことで了承された。

なお、現在連絡先が不明な、過去に拠出金を負担していた連合会非会員の確定給付企業年金については、連合会ホームページにおいて、連合会が支払保証事業の積立金の分配を行う旨の公告を行い、一定の期日（平成26年10月1日）までに申し出がなかったものについては、分配対象とはしないことで了承された。

- 厚生年金基金を解散し残余財産を確定拠出年金に移換した企業（事業主）については、厚生年金基金の権利義務を承継していないことから、分配対象とはしないことで了承された。
- 支払保証事業終了時に解散して清算事務を行っている清算終了前の厚生年金基金については、積立金の分配対象とすべきとの意見で一致した。

（2）積立金の分配方法

- 積立金の分配方法については、各々の寄与額（過去の運用損益、支払保証給付費等を加味し、各々の拠出金が積立金の形成に寄与した額）に応じて分配すべきとの意見が多数であった。また、各々の分配額の算出方法が簡便で、わかりやすく、分配額の確認が容易であることから、拠出金の累計額に応じて分配すべきとの意見も複数あった。
- その上で、支払保証事業は現存する厚生年金基金を対象とした共済事業であり、厚生年金基金は、支払保証事業運営委員会及び積立水準の検証報告を通して支払保証事業の運営に貢献するとともに、今日までの拠出金の納付義務及び拠出金の上昇リスクを負うことで、支払保証事業の維持に尽力してきたことから、確定給付企業年金全体の分配額については、厚生年金基金と同様に取り扱うのではなく、各々の確定給付企業年金ごとに代行返上して厚生年金基金ではなくなった経過年数に応じて、上記の寄与額に応じた分配額から代行返上後一年につき5%減じた額を確定給付企業年金全体で合計したものとし、その減額分を寄与額に応じて厚生年金基金に再配分するとの提案がなされ、了承された。

なお、この計算によって算出された厚生年金基金全体の分配額については、本事業を継続するために必要な額として考えられた責任準備金相当額に近いものとなっており、この点からもこの額を厚生年金基金に分配することを首肯できるとの意見も出された。

- 最終的に、厚生年金基金については、厚生年金基金全体の分配額を各々の寄与額に応じて分配することとし、確定給付企業年金については、上記のとおり減じ

た額に応じて分配することです承された。

なお、確定給付企業年金についても、各々の寄与額に応じて分配すべきとの意見も出された。

(3) 拠出金が未納となっている厚生年金基金の取扱い

- 拠出金が未納となっている厚生年金基金については、過去に相当の額を拠出していたことから、積立金の分配対象には加えるが、毎年度、拠出金を負担している他の厚生年金基金との公平性の観点から、分配額については減額すべきとの意見が多数であった。
- 上記の寄与額に応じた分配方法により当該厚生年金基金に割り当てられた分配額が、当該厚生年金基金が過去に負担した拠出金の累計額を超える場合には、過去に負担した拠出金の累計額を限度として分配する方法が妥当であるとの意見が多数であった。
- また、支払保証事業運営規程第23条第2項において、「拠出金の額の全部を納付した場合であっても、過去において督促の納付期限を過ぎてもその全部又は一部を長期にわたり納付せず、支払保証制度の機能を阻害するおそれがあると認められるときは、(中略)保証対象額はその全部又は一部を減じた額とすることができる。」としていることから、未納となっている拠出金が完納されたとしても減額を行うことです承された。
- 具体的には、未納となっている拠出金が完納された場合は、当該完納額と過去に負担した拠出金の累計額との合計額を分配(ただし、積立金が大きく減少しないことを前提)することです承された。
- なお、拠出金が未納となっている厚生年金基金について、度々の督促にも応じず、基金規約に違反した状態を長く放置してきたことは決して軽いものではなく、積立金の分配対象に加えるべきではないとの意見もあった。

6. 保証給付の終了時期及び保証給付終了後の積立金の分配時期

- 既に予備審査で適用と判定された厚生年金基金(4基金)及び「解散に係る記録整備等説明会」に参加し予備審査の実施について希望を表明していたにもかかわらず、その実施が凍結されることとなった厚生年金基金(5基金)については、保証給付の対象とすべきとの意見で一致した。

- これを踏まえると、原則としては、本請求を行う厚生年金基金の清算終了が平成27年度以降と見込まれることから、本請求は平成27年度以降となり、保証給付の終了時期も平成27年度以降になる。その結果、それまでの間に、清算終了し分配金を受け取ることができない厚生年金基金が発生することが予想される。また、本検討会では、厚生年金基金についてはできるだけ早期に分配すべきとの意見が重ねて出された。

- そこで、厚生年金基金については、前倒しで平成26年度末に積立金を分配することとし、厚生年金基金ごとの分配額の粗い推計額を平成26年9月を目途に示すこととする。具体的には、本請求を行う厚生年金基金（保証給付が適用された厚生年金基金は積立金の分配対象とはならない）について、平成25年度末を基準（平成25年度末までに解散する厚生年金基金は解散認可申請時を基準）に過去の請求実績に基づく年金選択率を用いて保証額（以下「保証概算額」という。）を算出し、保証概算額及び清算に係る事務経費を確保した上で、平成26年11月末に分配対象となる積立金額を確定するとともに、保証概算額を確定給付企業年金全体の分配額に移した上で、平成26年度末に積立金を分配することとする。そして、確定給付企業年金については、本請求を行う厚生年金基金の保証額（解散認可日を基準に実際の年金選択率を用いて算定した額）が確定し、当該保証額について支払保証経理から年金経理へ移換した後に、積立金を分配するとの意見で一致した。

7. その他

- なお、本検討会の報告は尊重されるべきとしつつ、本検討会において支払保証事業の積立金の分配対象及び分配方法、さらには、保証給付の終了時期及び保証給付終了後の積立金の分配時期について検討を行うことは、本検討会の所掌の範囲を超えるものであり、別途、第三者性と透明性を確保した上で、清算委員会を設けて審議すべきであるという意見もあった。

支払保証事業のあり方に関する検討会
(委員名簿)

	笠井 勝利	北海道病院厚生年金基金	常務理事
	渡辺 孝	東北石油業厚生年金基金	常務理事
◎	山崎 主計	東京実業厚生年金基金	常務理事
	芥川 正史	全国電子情報技術産業厚生年金基金	専務理事
	加藤 哲良	三菱UFJ信託銀行企業年金基金	副理事長
	矢本 健一	三菱電機企業年金基金	常務理事
	木下 清	神奈川県情報サービス産業厚生年金基金	常務理事
	内藤 仁志	千葉興業銀行企業年金基金	常務理事
	伊東 惇	愛鉄連厚生年金基金	常務理事
	蟹江 宣雄	トヨタ自動車企業年金基金	常務理事
	堀辺 正明	大阪装粧厚生年金基金	常務理事
○	小川 敬三	大阪府電設工業厚生年金基金	常務理事
	大谷 隆司	香川県建設業厚生年金基金	常務理事
	安元 邦昭	福岡県機械金属工業厚生年金基金	常務理事

(◎は座長、○は副座長)

支払保証事業のあり方に関する検討会
(開催状況)

日 程	議 題
第 1 回 平成 25 年 10 月 8 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 座長及び副座長の選任について 2 支払保証事業の現状と課題について
第 2 回 平成 25 年 11 月 5 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 支払保証事業の積立金の分配対象について 2 支払保証事業の積立金の分配方法について
第 3 回 平成 25 年 11 月 19 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 保証給付の終了時期について 2 保証給付終了後の積立金の分配時期について 3 その他
第 4 回 平成 25 年 12 月 10 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 残された論点について 2 報告書のとりまとめについて
第 5 回 平成 26 年 1 月 16 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告書のとりまとめについて